

平成29年度 保育園入園児童の受付を開始

入園申込の際は、必ず希望する保育園を見学したうえで
お申し込みください。

- 受付期間** 11月16日(水)～12月15日(木) (土・日・祝日を除く)
- 受付窓口** 子育て支援課(市役所2階) ☎251128
市民福祉課(アスパアこだま内) ☎21333
- ※申し込み用紙は受付窓口
に用意してあります。また、
市ホームページからもダウ
ンロードできます。
- 入園基準** 児童の保護者の
いずれもが次のいずれか
の保育を必要とする事由
に該当する場合
- ①ひと月に48時間以上労働している
 - ②妊娠中であるか又は出産後間がない(出産予定日の前後5か月間)
 - ③病気・心身障害を有して
 - ④家庭に長期にわたる病人や障害のある人がいて、常時介護又は看病をしている
 - ⑤火災、その他の災害復旧に当たっている
 - ⑥求職活動を行っている(入所日から3か月間まで)
 - ⑦学校に在学している又は職業訓練を受けている
 - ⑧市長が認める①～⑦に類する状態である
- 入園・保育料の決定**
入園・保育料の決定は2月中旬に通知する予定です。
※入園の判定は先着順では
ありません。
※市外の保育園入園を希望
する人は、お早めにご相談
ください。

種別	保育施設名称	定員	受入月齢	所在地	電話
公立	いずみ保育所	90	2か月	小島5-5-45	☎4891
	久美塚保育所	90	2か月	児玉町児玉2351-1	☎4386
私立	旭保育園	106	2か月	駅南1-5-20	☎3398
	本庄保育園	150	5か月	小島1-5-18	☎3913
	こぞくら保育園	200	3か月	栄3-6-34	☎5812
	若草保育園	90	2か月	仁手669-4	☎5001
	梅花保育園	90	2か月	見福1-2-7	☎4474
	日の出保育園	100	2か月	沼和田1020	☎5263
	みどり保育園	90	6か月	寿3-10-30	☎5957
	聖徳本庄保育園	60	2か月	栄2-10-14	☎4365
	小島南保育園	70	2か月	小島南3-1-5	☎5543
	北泉保育園	120	2か月	西五十子620-1	☎2572
	たんぼぼ保育園	75	2か月	今井1328	☎9890
	ほほえみ子どもの国保育園	45	2か月	緑2-15-5	☎1018
	藤田保育園	60	2か月	牧西30	☎2886
	児玉保育園	170	9週	児玉町児玉2448-1	☎0186
	西光保育園	70	2か月	児玉町塩谷85-1	☎5147
	西光第二保育園	70	2か月	児玉町吉田林447-6	☎5473
	認定こども園 共和梅花保育園(予定)	62	2か月	児玉町蛭川885	☎0104
	認定こども園 秋平さくら保育園	50	6か月	児玉町秋山2527-1	☎1167
認定こども園 児玉桜井幼稚園(予定)	45	8か月	児玉町八幡山594-2	☎0443	
加川ベビールーム(休止中)	3	2か月	日の出4-3-4	☎0586	
はにぼん保育園	24	8か月	小島6-9-15	☎0111	
ふくしまキッズ保育園	20	6か月	千代田1-2-20	☎2010	

※認定こども園共和梅花保育園と認定こども園児玉桜井幼稚園は、保育園利用の申請です。
※金屋保育所は、平成29年3月31日で休所となるため、掲載していません。

中学校入学時にかかる費用を援助します ひとり親家庭児童 就学支度金支給制度のご案内

県では、低所得のひとり親家庭等の児童が中学校へ入学するとき、就学支度金を支給しています。
次に該当する人は、受付期限までに申請してください。受付期限を過ぎると、資格があっても支給されませんのでご注意ください。
※児童扶養手当現況届と同時に申請した人は、改めて申請する必要はありません。



- 対象 母子家庭の母、父子家庭の父又は父母のない児童を養育している人で、平成29年4月に中学校へ就学する児童を扶養している市町村住民税非課税世帯の人(生活保護受給世帯を除く)
- 支給額 10,000円
- 受付期限 11月30日(水)
- 申請方法 振込先金融機関の通帳を持参のうえ下記へ
- ★子育て支援課(市役所2階) ☎251130
市民福祉課(アスパアこだま内) ☎21333

児童虐待をなくそう!

～11月は児童虐待防止月間～

虐待は家庭の中で起こることが多いため発見されにくく、子どもが自ら逃げたり助けを求めたりすることが困難です。「もしかして、虐待?」と思ったら、下記の相談連絡先へご連絡ください。
※通報者の氏名など、個人の秘密は守られます。

相談連絡先

- 家庭児童相談室(子育て支援課)
☎251129
- 熊谷児童相談所
☎048-521-4152
- 埼玉県休日夜間
児童虐待通報ダイヤル
☎048-779-1154

児童虐待とは

親や養育者が、子どもの心や体を傷つけ、健全な成長や人格の形成に重大な影響を与える行為をいいます。「しつけ」と思っている行為でも、子どもの心や体を傷つける行為ならば、それは虐待です。親や養育者の立場よりも、子どもの立場で判断することが大切です。

虐待の形態

虐待には、次の4つのタイプがあります。
○身体的虐待 殴る、蹴る、叩く、体を激しく揺さぶるなど

性的虐待

性的行為を強要する、ポルノグラフィの被写体にするなど

心理的虐待

子どもの心を傷つけるようなひどいことを言う、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(ドメスティックバイオレンス・DV)など

拒否

○ネグレクト(保護の怠慢) 適切な食事を与えない、ひどく不潔なままにする、病気やケガをしても病院に連れていかない、乳幼児だけ残して外出するなど

子育て中の人へ

・どうやって子育てしてよいか分からず悩んでいる
・子どもが言うことを聞かずにいつもイライラしている
・つい子どもを叩いたり、怒鳴ったりしてしまう
このようなことで悩んでいますか。子育ての悩みはひとりで抱えこまず、周りの人に相談しましょう。

地域のみなさんへ

★子育て支援課
あいさつや声掛けなど、子育て中の保護者が孤立しないよう見守ってください。

☎251130